



静岡労働局発表
令和元年10月18日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 望月 直己
賃金指導官 町田 真
(電話) 054-254-6315

令和元年度静岡県特定最低賃金の改正を答申

5業種について18円～20円引き上げ

静岡地方最低賃金審議会(会長 ^{しのはら みつあき} 篠原 光秋)は、静岡労働局長(谷 ^{たに なおき} 直樹)に、5業種の特定最低賃金について現行の時間額よりそれぞれ18円～20円引き上げ、令和元年12月21日から発効する旨の答申を行った(下表参照)。

今後は、この答申の内容についての異議申出の公示などの諸手続を経た上、静岡県特定最低賃金を決定することとなる。

「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額885円)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されている最低賃金です。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

特定最低賃金	改正金額 (時間額)	現行金額 (時間額)	引上げ額	効力発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金	897円	879円 ()	18円	令和元年 12月21日
鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	935円	916円	19円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	950円	930円	20円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	919円	900円	19円	
各種商品小売業最低賃金	886円	866円 ()	20円	

()改正されて効力が発生するまでは、金額の高い静岡県最低賃金(時間額885円)が適用されます。